

令和元年和泉市教育委員会第5回定例会

日 時:令和元年5月30日(木) 午後3時00分から
場 所:和泉市役所3号館3階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
次長兼教育センター所長	杉前 洋
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子

文化財振興課長	森下 徹
読書振興課長	中野 雅代
久保惣記念美術館記念館長代理	北野 直美
久保惣記念美術館総括参事	橋詰 文之
生涯学習課長	尾郷 森太郎
スポーツ振興課長	鍛冶 公哉
文化財振興課長補佐	田中 友香子
読書振興課長補佐	関戸 美保
生涯学習課長補佐	黒川 亜弓
スポーツ振興課長補佐	上岡 繁

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 15 号 令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 1)
補正予算について

案件 1 槇尾中学校区施設一体型義務教育学校(小中一貫校)

案件 2 道德教育推進事業

案件 3 カリキュラム・マネジメント調査研究事業

案件 4 幼児教育・保育無償化

案件 5 美術品購入費

案件 6 総合スポーツセンター防球ネット改修設計委託料

議案第 16 号 令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 2)
和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 令和 2 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について

議案第 18 号 令和 2 年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書に関する諮問について

議案第 19 号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について

議案第 20 号 和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則制定について

議案第 21 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について

議案第 22 号 和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則制定について

議案第 23 号 和泉市史跡公園運営規則の一部を改正する規則制定について

議案第 24 号 和泉市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について
議案第 25 号 令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 3)
訴えの提起について

4. 報告事項

- (1) 槇尾中学校校区及び富秋中学校校区における学校適正配置の取組状況について
- (2) 令和元年度和泉市子どもの夢応援奨学金認定者資料について(非公開)
- (3) 和泉市の小中一貫教育リーフレットについて
- (4) 令和元年度幼稚園児・児童・生徒数の状況について
- (5) 令和元年度留守家庭児童会在籍児童数の状況について
- (6) 待機児童数について
- (7) 市指定文化財の新指定について
- (8) 平成 30 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について
- (9) 平成 30 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について
- (10) 平成 30 年度和泉市温水プール(サン燦プール)事業報告及び収支報告について
- (11) 平成 30 年度和泉市立光明池地区運動施設事業報告及び収支報告について
- (12) 平成 30 年度和泉市総合スポーツセンター(関西トランスウェイスportsスタジアム)事業報告及び収支報告について
- (13) 平成 30 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について
- (14) 一般財団法人和泉市文化振興財団平成 30 年度決算書類の提出について
- (15) 一般財団法人和泉市文化振興財団令和元年度事業計画書類の提出について

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和元年和泉市教育委員会第 5 回定例会を開会させていただきます。 本日は、令和元年最初の定例会となります。令和という元号は、和泉の「和」という文字が入り、また美しい文化を創っていくということで和泉市教育委員会にとっても本当に馴染み深い元号であると思います。和泉市の教育環境にとって、よりよい時代となりますよう、教育委員の皆様におかれましても引き続き様々な視点からご助言のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 まず、前回の第 4 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第 4 回定例会の会議録について承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と槇野委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 11 件、報告事項 15 件になります。 なお、議案第 25 号の訴えの提起関連については、事務局より、その手続きの関係から、告示を行ういとまがなく、追加にて提案の申し入れがあり、許可しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第 15 号「令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 1） 補正予算について」、案件 1 から 6 までを一括して説明をお願いします。 まず、案件 1 の説明をお願いします。
東課長	教育総務室、総務企画担当課長の東でございます。 資料 2 ページをお願いします。 補正の内容としましては、槇尾中学校区における施設一体型義務教育学校の整備に関して、測量及び鑑定委託料を、1,350 万円計上するものでございます。 補正の理由でございますが、新校の整備にあたり、追加の用地取得を行うべく、敷地境界、鑑定価格に係る補正予算を計上しようとするものでございます。 今後は、本委託によりまして、敷地境界の確定、鑑定結果が整理されますので、改めて、具体の用地取得費を計上していく予定でございます。 なお、地権者との協議については、この施設一体型義務教育学校を整備していくことなどについては、すでに数度説明を行っているところであり、境界の確定に必要な立会いには、了解を頂いております。現時点で鑑定価格が出ていませんので、具体的内容は、今後、各地権者の意向を含めて、継続的に協議していくものでございます。 以上でございます。

小川教育長	続いて、案件 2 について説明願います。
阪下課長	人権教育担当課長の阪下でございます。 案件 2 道徳教育推進事業について、ご説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。 補正の額でございますが、20 万円となっております。 補正の理由は、国、府から委託される道徳教育推進事業の実施について、当初南池田小学校 1 校のみで予定していましたが、昨年度まで本事業を実施していた郷荘中学校の取組みが評価され、府から継続して事業実施の依頼があり、本市における道徳科の研究に資するものであることから、合計 2 校で実施することになったため、講師謝礼費及び消耗品費追加分を計上するものでございます。 事業の内容は、「特別の教科道徳」の指導方法や評価方法の研究と地域・家庭や中学校区でともに進める道徳教育の推進が中心となります。具体的には、指導と評価を一体として捉えた授業改善に向けての校内研修や、子どもを認め、励ます視点を踏まえた評価事例の収集・発信、学識経験者を招聘して和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開を実施します。 補正の内容につきましては、歳入が、教育費府委託金 補正前の額が 20 万円 補正額が 20 万円 補正後予算額が 40 万円 道徳教育推進事業費委託金追加となっております。 歳出が、道徳教育推進事業費 報償費 補正前の額が 13 万 5,000 円 補正額が 13 万 5,000 円 補正後予算額が 27 万円 道徳教育推進事業費講師謝礼追加、道徳教育推進事業費 需用費 補正前の額が 6 万 5,000 円 補正額が 6 万 5,000 円 補正後予算額が 13 万円 消耗品費の追加となっております。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。
小川教育長	続いて、案件 3 について説明願います。
大野課長	指導担当課長の大野でございます。 案件 3 カリキュラム・マネジメント調査研究事業における補正予算についてご説明いたします。資料の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 1. 補正の金額は、40 万円となっております。2. 補正の理由といたしまして、新学習指導要領で求められるカリキュラム・マネジメントの充実を図るため、府が国から事業の委託を受け実施するカリキュラム・マネジメント調査研究事業に関し、府から協力依頼を受け、本市の 2 小学校の北池田小学校と信太小学校が指定を受けることになりました。 つきましては、本事業の研究を進めるための研修講師への謝礼及び消耗品費を計上するものです。 研究内容としては、従前の教え込み型の授業ではなく、主体的、対話的で深

小川教育長 山下課長	い学びの視点から、「何を学ぶのか」だけでなく、「どのように学ぶのか」を重視した授業をめざし、社会に出てからも学校で学んだことを活かせる授業について研究します。 3. 補正の内容といたしましては、歳入が、カリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金として、教育費府委託金 補正前の額が 0 円、補正額が 40 万円 補正後予算額 40 万円。歳出が、学校園教育活動事業 報償費のうち、カリキュラム・マネジメント研修講師謝礼として、補正前の額が 0 円、補正額が 10 万 5,000 円 補正後予算額 10 万 5,000 円、学校園教育活動事業 需用費のうち、カリキュラム・マネジメント消耗品費として、補正前の額が 0 円、補正額が 29 万 5,000 円 補正後予算額 29 万 5,000 円となっています。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。 続いて、案件 4 について説明願います。 保育幼稚園担当課長の山下です。 案件 4、幼児教育・保育無償化関連経費の補正予算についてご説明いたします。資料 6 ページから 7 ページをご覧ください。 まず、補正の理由ですが、令和元年 10 月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化に関する事務を行うべく、臨時職員人件費・システム改修委託料等に係る補正予算を計上しようとするものです。 補正額は、歳出では子育て支援管理費 13 委託料で、子ども子育て支援システム改修委託料について、当初、幼児教育・保育無償化制度の詳細が決定していなかったことで、1,000 万円の予算を計上しシステム改修の準備を進めてきましたが、制度設計が進んだことで、新たに 1,261 万円を補正し、無償化に向けたシステム改修を進めるものです。 次に、民間保育所等運営事業につきましては、全て無償化にかかる費用を新たに計上するもので、4 共済費、7 賃金については、今年度末までの 4 人の臨時職員雇用にかかる費用、11 需用費、12 役務費及び 13 委託料については、無償化の申請事務等にかかる費用、18 備品購入費は事務にかかる備品の購入費を補正するものです。 一方、歳入は、幼児教育・保育無償化関連経費については、諸収入の雇用保険料個人負担分、4 人分の 1 万 7,000 円を除く全額を国が負担するもので、民生費国庫補助金の 2 児童福祉費補助金で幼児教育・保育無償化自治体事務費補助金として 1,154 万 5,000 円と、子ども子育て支援システム改修事業費補助金として 1,396 万 3,000 円を補正します。 なお、今後、幼児教育・保育無償化に関する政令・省令が示された後、事業者及び保護者に支払う給付金等に必要な予算を、市議会第 3 回定例会で補正する予定となっております。 以上です。
--------------------------	--

小川教育長	続いて、案件 5 について説明願います。
橋詰総括参事	久保惣記念美術館総括参事の橋詰でございます。 案件 5、美術品購入費についてご説明いたします。資料 8 ページをご覧ください。 補正額は、129 万円でございます。補正の理由は、久保惣記念美術館の美術品の充実と、市民文化の向上に資することを目的に、美術品購入のために 129 万円の寄附がありましたので、補正予算化をするものです。 美術品購入指定寄附金の寄附者は、久保恒彦様、住所・堺市西区でございます。寄附の時期は、6 月予定となっております。寄附者の意向につきましては、久保惣記念美術館収蔵品の充実を図るためでございます。 購入候補としましては、歌川国芳筆「白面笑壁(はくめんしょうかべ)のむだ書(がき)」大判錦絵 3 枚続、「萬(まん)葉集(ようしゅう)旁注(ぼうちゅう)」紙本墨刷 20 冊を予定しております。 補正の内容ですが、歳入はふるさと元気寄附金、美術品購入指定寄附金として、補正額 129 万、補正後予算額 129 万円となります。歳出は美術館管理運営事業、備品購入費として、補正前の額 820 万円、補正額 129 万円、補正後予算額 949 万円となります。 以上でございます。
小川教育長	続いて、案件 6 について説明願います。
鍛冶課長	スポーツ振興課長鍛冶でございます。 案件 6、総合スポーツセンター防球ネット改修設計委託料につきまして、ご説明申し上げます。 資料の 11 ページをお願いいたします。 まず、1. 補正の金額でございますが、歳出 1,050 万円でございます。 次に、2. 補正の理由でございますが、総合スポーツセンターにおいて、施設から他施設・近隣民家並びに国道である前面道路への場外飛球が多くあることから、施設利用者が安心してプレーできる環境づくり並びに近隣民家等の安全確保を早急に行う必要があります。 このことから、当該対策工事を実施するための設計業務委託料を補正予算要求するものでございます。 次に、3. 補正の内容でございますが、体育施設管理運営事業の 13 委託料として総合スポーツセンター防球ネット改修設計委託料 1,050 万円でございます。 次に、4. 今後のスケジュール(案)でございますが、①令和元年 6 月下旬に補正予算化されたのち、②8 月下旬に設計業務の入札を執行し、③9 月から 12 月下旬まで約 4 ヶ月の期間で設計業務を実施する予定でございます。 その後、④令和 2 年 3 月下旬に工事請負費を当初予算化のうえ、⑤6 月初旬

	に工事請負業務の入札を執行し、⑥6月中旬には契約締結を行い、令和3年2月までの約8ヶ月間で工事実施し、⑦2月下旬に工事完了する予定でございます。 続いて、資料の12ページをお願いいたします。 カラー刷りの資料を机上配付させていただいておりますのでご覧ください。 現段階で想定している「飛球対策図の（案）」でございます。 まず、青色矢印が「特に対策が必要な飛球線イメージ」を示しております。 その対策について、まず、図面左上の民家側への飛球と、野球場の右上に位置するテニスコートへの飛球を防ぐために、野球場に赤色で示した①の天井ネットを高さ14mで設置することを想定しております。 次に、図面中心部分の多目的グラウンドとその左に位置する野球場との間の通路への飛球対策として、水色線で示しております②の三塁側防球ネットで、現在の高さ15mネットをカバーするように高さ20mの防球ネットを約47mの幅で新設することを想定しております。 最後に、緑色の線で示しておりますのが③の多目的グラウンド防球ネットで、多目的グラウンドから図面真ん中上側のテニスコートへの飛球と図面右側の国道への飛球の防球対策となります。 テニスコート側のネットを、現在の高さ8mをカバーするために高さ12mのネットを約80mの幅で新設し、併せて、国道側のネットは、現在高さ10mをカバーするために高さ15mのネットを約78mの幅で新設することを想定しております。 あくまで現段階で考えうる対策案でございますので、設計委託料の計上が認められたのちは、事業者からの提案を受け、ネットの高さや範囲が変更となる場合があることも想定しております。 事業者と綿密な協議を重ね、より効果的な対策が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。案件1から6まで一括して質問等確認したいと思いますが、何かご質問等ございませんか。
槇野委員	総合スポーツセンターの防球ネットの工事が予定どおり完成したとしても再来年の2月まで1年8ヶ月程かかりますが、その間の安全対策はどうするのですか。
鍛冶課長	現在、施設内に場外に出るボールへの注意を促す看板の掲示と、定期放送によるアナウンスを指定管理者にしてもらっています。また、利用者の方には、ホイッスルを貸与し、対策をお願いしているところです。
槇野委員	今は、事故等は起こっていないのですか。

鍛冶課長	昨年、サッカーグラウンドからのサッカーボールがテニスコートでプレー中の方に直撃し、軽い脳しんとうを起こしたという事案がありましたが、その他には人的被害は現状ございません。 また、民家側への飛球は、つい先日にもありましたが、現場確認したところ、物損等はございませんでした。
榎野委員	現状はそれほど大きな事故が起こっていませんが、何か事故が起こったときには困るということですか。
鍛冶課長	幸いにも人損、物損事故には至っていませんが、先日も民家の窓ガラスのすぐ傍までボールが飛んでいて、少しでもずれていれば大きな被害となっていたことが想定されますので、市としても対策をとらないというわけにはいかないところでございます。
藤原真佐子委員	直接民家までボールが飛んでいるのではなく、地面についたボールが跳ねて飛んでいっていると聞いていますが、それを踏まえてネットの高さは計算されているのでしょうか。
鍛冶課長	民家へは、間の緩衝地帯、道路にバウンドして飛んでいっているケースが多いということは確認しております。 その中で、利用されている方々や専門業者の意見を踏まえて、現段階ではこの高さの天井ネットで、民家への飛球は防げるものと考えております。
藤原安次委員	以前、野球場については対策が必要と報告を受けていたように思いますが、多目的グラウンドのほうにも以前から問題があったのですか。
鍛冶課長	昨年、多目的グラウンドからサッカーボールがテニスコートへ飛んだ事案がありましたので、野球場からの飛球と併せて対策すべきとの議論があり、今回同時に対策を行うことになりました。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 15 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 15 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 16 号「令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2） 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（生涯学習課）より説明願います。

尾郷課長	生涯学習課長の尾郷です。 資料 13 ページ、議案第 16 号「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」説明させていただきます。 資料 15 ページをご覧ください。 本条例の改正の理由でございますが、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。 改正の内容でございますが、16 ページの新旧対照表をご覧ください。 厚生労働省令の改正に従いまして、本条例の第 10 条第 3 項を改正し、また、改元に伴いまして、附則第 2 項を改正するものでございます。 改正の概要等につきましては、17 ページの参考資料をご覧ください。 以上でございます。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 16 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 16 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 17 号「令和 2 年度使用 和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について」から議案第 19 号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」までを一括して、事務局（指導室）より説明願います。
杉前次長	教育センター所長 杉前より、学校における教科用図書の採択に関連する議案第 17 号、第 18 号、第 19 号について、一括でご説明申し上げます。 まず、資料 18 ページの議案第 17 号「令和 2 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について」提案の理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。 中学校の教科用図書につきましては、平成 27 年度に資料 20 ページのとおり採択いただいております。同一教科用図書を採択する期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条により、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（特別支援学級用）を採択する場合を除き、4 年とする。とあります。本来であれば、令和 2 年度中学校用教科書は平成 30 年度検定において新たに合格した図書から採択が行われるはずなのですが、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がありませんでした。このため令和 2 年度は基本的には前回の平成 26 年度検定合格図書の中から行うこととなります。つきましては、4 年間の使用実績を踏まえ、令和 2 年度中学校の教科用図書につきましては、資料 20 ページの令和元年度使用教科書と

	同一のものを採択いただこうとするものです。また、中学校道徳の教科書につきましては平成30年度に資料21ページのとおりに採択をいただいておりますので、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、同一教科書の採択期間の4年以内となりますので、令和2年度中学校の道徳教科書につきましても、資料21ページの令和元年度使用道徳教科書と同一のものを採択いただこうとするものでございます。 次に 資料28ページをご覧ください。こちらは府を通じて通知されました文部科学省の「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について」の通知でございます。 29ページ、1採択に当たっての留意事項について（1）小学校用教科書の採択について に記載されていますように、令和2年度使用の小学校教科用図書につきましても、全ての教科書において新たに採択を行う必要がございます。 つきましては、資料22ページをご覧ください。議案第18号「令和2年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書に関する諮問について」提案の理由並びにその内容について、ご説明を申し上げます。 提案理由でございますが、令和2年度使用小学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、教育委員会が教科用図書の採択を行う必要がございます。 その調査及び研究については、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第2条の規定に基づき、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会に諮問する必要があるため、資料24ページの別紙のとおりに諮問しようとするものでございます。 次に、教科用図書採択までの流れにつきまして、ご説明申し上げます。資料25ページをご覧ください。 まず、第1回和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会を明日開催いたします。 選定委員会は、各科目の具体的な調査を調査員に依頼します。 調査員は、各教科において優れた専門的知識を有する教員が、市教科研究会顧問などから推薦されます。調査員は各教科2、3名を予定しております。 調査員は、大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用して、各項目ごとに必要な調査研究を行い、調査報告書をまとめます。この調査については6月上旬から6月末までを予定しております。そして、6月下旬からは、調査員から各教科ごとの調査結果について選定委員会へ報告いたします。この報告につきましては、第2回から第5回選定委員会を予定しております。教育委員の皆様にも、ぜひオブザーバーとして参加いただきますようお願いいたします。 あわせて、教育委員の皆様には前もって教科書の見本本をお持ちいたしますので、閲覧していただきますようお願いいたします。 この調査員の報告を元に、7月下旬第6回選定委員会で教育委員会への答申をまとめます。
--	---

	この答申をもとに、8月8日開催予定の臨時教育委員会議で採択をしていただきたいと考えております。 続きまして、資料26ページの議案第19号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」の内容について、ご説明申し上げます。 資料35ページをお願いいたします 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第3条第2項の規定に基づき、資料27ページの選定委員会委員の一覧に記載の者を和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員に委嘱及び任命するものでございます。 今回委員を委嘱いたしますのは、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長」として、和泉市立小学校校長会代表、和泉市立小学校教育研究会会長、和泉市立中学校教育研究会会長に、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者」として、小学校在籍児童保護者代表1名に委員を委嘱し、教育委員会事務局職員として3名を任命するものでございます。 なお、資料といたしまして、37ページは「令和元年度 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会運営要領」、38ページは大阪府教育委員会からの「平成32年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」でございます。 以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第17号、議案第18号、議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第17号、議案第18号、議案第19号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第20号「和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（こども未来室）より説明願います。
山下課長	保育幼稚園担当課長の山下です。 議案第20号「和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則制定について」提案理由並びにその内容につきましてご説明申し上げます。 資料45ページから48ページをご覧ください。 改正理由は、改元への対応と所要の規定の整備を行う必要があるためです。 次に改正の主な内容ですが、47ページから48ページの参考資料、新旧対照

小川教育長	表に沿ってご説明申し上げます。 まず、47 ページの様式第 1 号中「平成」を削り、「殿」を「あて」に改め、申請する園の部分に「住所」の記載の行を追加するものです。 次に 48 ページの様式第 2 号中「平成」を削り、「殿」を「あて」に改め、請求する園の部分に「住所」の記載の行を追加し、「和泉教学」を削ります。以上です。 ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 20 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 20 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 21 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（文化財振興課）より説明願います。
森下課長	文化財振興課の森下です。 49 ページ、議案第 21 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。 50 ページをご覧ください。 本規則の改正の理由でございますが、史跡等の保存活用計画を策定するにあたり委託事業者の選定を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。 改正の内容の説明に入る前に、まず、史跡等の保存活用計画策定事業について、説明いたします。 資料 56 ページから 58 ページをご覧ください。 56 ページの「史跡池上曽根遺跡保存活用計画の策定について」でございますが、本年 4 月 1 日に文化財保護法が改正されたことをふまえ、国史跡である池上曽根遺跡について、その適切な保存と地域振興の拠点としての活用を図るため、泉大津市と共同で、文化庁および大阪府教育委員会の協力のもと、令和元年度より 2 カ年事業として、池上曽根遺跡の保存活用計画の策定に取り組むこととなりました。 令和元年度の予算額は 200 万 3,000 円で、負担割合は、国が 50%、泉大津市と本市がそれぞれ 25%ずつでございます。 国の補助金の交付決定が 6 月 3 日付けでなされる予定であることから、6 月 3 日付けで、史跡池上曽根遺跡保存活用計画策定検討委員会規約を施行し、同日付けで委員を委嘱する予定でございます。 以上の事業を進めるにあたり、委託事業者を選定する必要があることから、規則の一部改正を行うものでございます。 改正の内容につきましては、50 ページをご覧ください。 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則 別表の「和泉市立青少年センター

小川教育長	事業者選定委員会」の項の後ろに、「史跡等保存活用計画策定支援業務に係る事業者選定委員会」の項を加えるものでございます。 参考資料として 51 ページに新旧対照表、52 ページに事業者選定委員（案）を添付してございます。 以上でございます。 ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 21 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 21 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 22 号「和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則制定」から議案第 24 号「和泉市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」までを一括して、事務局（文化財振興課）より説明願います。
森下課長	文化財振興課課長の森下でございます。 議案第 22 号「和泉市いずみの国歴史館運営規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 23 号「和泉市史跡公園運営規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第 24 号「和泉市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の 3 議案の提案の理由並びに内容につきまして、一括してご説明申し上げます。 議案第 22 号が 59 ページから 62 ページ、議案第 23 号が 63 ページから 66 ページ、議案第 24 号が 67 ページから 71 ページでございます。 改正理由は、改元への対応と所要の規定の整備を行う必要があるためでございます。 次に改正の主な内容ですが、様式中の「平成」を削る「殿」を「あて」に改めるなど、必要な改正を行うものでございます。 以上でございます。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
槇野委員	65 ページの新旧対照表ですが、新様式中の「汚染又は損傷の日時」の欄に平成が残っていますよね。
森下課長	ご指摘の部分につきましては、「平成」を削除できていませんでしたので削除させていただきます。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。

藤原課長	ご指摘の部分については修正させていただきまして、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号について、可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号は、可決いたします。 続きまして、議案第 25 号「令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 3） 訴えの提起について」、事務局（教育総務室）より説明願います。 学校施設担当課長の藤原です。 72 ページ、議案第 25 号「令和元年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 3） 訴えの提起について」ご説明いたします。 訴えの提起について、市は、太陽光発電設備の飛散による学校施設の被害に係る損害賠償と撤去等を求めるものであります。 次のページをご覧ください。 1 の被告となるべき者は、株式会社 永輝商事 代表取締役 富士靖史で、所在地が東京都品川区大井一丁目 23 番 1 号カクタビル 7 階です。 2 の請求の要旨であります、青葉はつが野小学校の屋上に設置した太陽光発電設備の飛散によります学校施設の損害額 376 万 7,882 円と光明台北小学校の屋上に設置した太陽光発電設備を撤去し明け渡すことなどを求めるものであります。 3 の訴訟遂行の方針については、「弁護士を訴訟代理人と定め、第 1 審判決の結果、必要がある場合は上訴する。また、この訴訟において必要がある時は、適当と認める条件で当事者と和解する。」でございます。 次に、事件の概要であります、市は屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業を実施するため、発電事業者を募集し、事業者として決定した株式会社永輝商事と平成 27 年 2 月 24 日に協定書を締結し、青葉はつが野小学校と光明台北小学校の各屋上でこの事業を実施したものです。ところが昨年 8 月 24 日の台風第 20 号の影響で青葉はつが野小学校に設置していた太陽光発電設備の一部が損傷等しておりまして、その事実をこの事業者は認識していたにもかかわらず、台風第 21 号に備えた十分な対策をとらず、適切な管理を怠ったため、9 月 4 日に台風第 21 号の暴風で設備の一部が飛散して学校体育館などに被害を及ぼしたものであります。 これに対して、この事業者は賠償義務が無いと主張して、応じないことから、平成 31 年 4 月 15 日付け、弁護士名による内容証明郵便にて、損害賠償請求し、基本協定についても解除するとともに、光明台北小学校の太陽光発電設備の撤去を請求いたしました、この 5 月 15 日を過ぎても損害賠償金が支払われず、本日の 5 月 30 日現在においても、撤去される見込みがなく、当該太陽光発電設備の撤去期限である同月 31 日を過ぎても行われない場合、同年 6 月 1 日に市長決裁を仰ぎ、撤去についても併せて、訴訟において請求していくものであ
------	--

	ります。 次に 75 ページの補足資料をご覧ください。1 の要旨と次のページの 4 の概要につきましては、ただいま、ご説明申し上げました内容でございます。 そして、2 の学校施設被害内容については、学校用太陽光パネル破損をはじめとする、今回の学校被害に係る賠償を求める 376 万 7,882 円の内訳でございます。3 の経緯につきましては、屋根貸しによる太陽光発電開始から今回の被害発生に至るまでのものでございます。 以上でございます。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
藤原安次委員	青葉はつが野小学校の太陽光発電設備の現状はどのようなになっているのですか。
藤原課長	平成 31 年 2 月の時点で発電事業者から事業を終了する旨の申し出があり、同年 3 月 29 日に事業者が撤去しております。現在、青葉はつが野小学校での屋根貸しによる太陽光発電は行っておりません。
本間教育委員	76 ページの概要の 1 段落目の文章の意味が分かりにくいので、議会へ資料として提出するのであれば、文章表現をもう少し工夫していただいた方がよいと思います。
並木教育次長	ご指摘の点につきまして、再度文章を推敲し整えさせていただきます。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 25 号について、ご指摘の点については修正させていただきまして、可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 25 号は、可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 以下の内容を報告して終了。 報告事項 (1) 槇尾中学校区及び富秋中学校区における学校適正配置の取組状況について (2) 令和元年度和泉市子どもの夢応援奨学金認定者資料について（非公開） (3) 和泉市の小中一貫教育リーフレットについて

	(4) 令和元年度幼稚園児・児童・生徒数の状況について (5) 令和元年度留守家庭児童会在籍児童数の状況について (6) 待機児童数について (7) 市指定文化財の新指定について (8) 平成 30 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について (9) 平成 30 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について (10) 平成 30 年度和泉市温水プール（サン燦プール）事業報告及び収支報告について (11) 平成 30 年度和泉市立光明池地区運動施設事業報告及び収支報告について (12) 平成 30 年度和泉市総合スポーツセンター（関西トランスウェイスポーツスタジアム）事業報告及び収支報告について (13) 平成 30 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について (14) 一般財団法人和泉市文化振興財団平成 30 年度決算書類の提出について (15) 一般財団法人和泉市文化振興財団令和元年度事業計画書類の提出について その他報告事項 ・東京 2020 オリンピック聖火リレーについて ・いずみ希望塾について
--	---

令和元年和泉市教育委員会第5回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。